

事業優先順位	6	細事業:業務の経常経費				整理番号	04		
目的	職員に対し管内出張旅費を支給する。								
目標	管内出張旅費を支給する。								
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成15年度以前	根拠法令					
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		平成24年度	比較
	財源内訳	一般財源	42			内訳	事業費	42	
		国府支出金	0				人件費	397	
		地方債	0				公債費	0	
		その他特定財源	0				一人あたり(円)	4	
			0				世帯あたり(円)	9	
		0		職員数(人)		0.05			
	0		再任用職員数(人)	0.00					
今後の方向性	職員旅費を児童福祉事業及びひとり親家庭福祉推進事業の各細事業への振り分けを行う。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	子育て支援課職員				
	A	A	B						

2. 納めて手当を受け取る場合

●現況届(毎年6月に提出)  
**6月分以降の児童手当等を受け取るには現況届が必要です!**  
 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引送請求受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。  
 ※平成24年3月まで「子ども手当」を受けていたことにより児童手当等の申請が必要とされている方も含めて、6月に「現況届」の提出をお願いします。

【現況届に必要な添付書類】  
 ○請求者が被用者(会社員など)の場合  
 → 健康保険被保険者証の写しなど  
 ○その他の月1日に今の住所に住民登録がなかつた方  
 → 前住所地の市区町村が発行する児童手当所得証明書(前住所)  
 この他にも、必要に応じて提出していたり(書類)があります。

3. 以下の1~4に該当する場合は、お住まいの市区町村に届け出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
3. 支給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
4. 国内で児童を養育している者として、海外に生んでいる父母から「父母別居届」の届出を受けられたとき

所得制限限度額(平成24年6月1日時点の手当率より)

扶養親等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

【収入額の目安】は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。  
 (注)  
 1. 所得制限に該当する者が扶養親等であるまたは本人が扶養親等である方の所得(所得ベース)は、上記の額に当該本人が扶養親等であるまたは本人が扶養親等である方の所得を算入した額。  
 2. 扶養親等の数が5人以上の場合の所得額(所得ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親等が本人が扶養親等であるまたは本人が扶養親等であるときは44万円)を加算した額。  
 ※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合は、法律の範囲に基づき特別給付(児童1人当たり月額一律3,000円)を支給します。

寄付に児童手当等の全部または、これをお住まい、勤務の児童の養育のために設立していただくに寄付を行う手続きがある方はお住まいの市にしてください。

平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました。

1. 支給対象  
 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律3,000円を支給します。(以下、児童手当と特別給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限においては養育費に算入ください)  
 ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目に産まれます。

3. 支給時期  
 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。  
 ※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました

児童手当制度のご案内



児童手当制度改正案内  
三つ折りパンフレット

新しい児童手当制度でも、引き続き以下のルールを適用します!

1. 原則として、児童が日本国内に生んでいる場合に支給します(留学のために国外に生んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が国外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がある場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

1. 始めに行うこと

●認定請求  
 お子さんが生まれ、他の市区町村から転入した場合は、居住する市区町村に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です(公務員の場合は勤務先に)。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月の手当から支給します。申請は早めにお願います。

【認定請求に必要な添付書類】  
 ○請求者が被用者(会社員など)の場合  
 → 健康保険被保険者証の写しなど  
 ○平成24年5月以降平成25年4月までに認定請求をする方で、平成24年1月1日に今の住所に住民登録がなかつた方  
 → 前住所地の市区町村が発行する児童手当所得証明書(平成23年分)  
 ※児童手当所得証明書(平成23年分)

この他にも、請求者名義の金融機関の口座番号がわかるなどの、必要に応じて提出していたり(書類)があります。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例  
 児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になって異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分を支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. 初めにお子さんが生まれたとき  
 ●出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村に申請が必要です!
2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき  
 ●手当額が増える事由が発生した日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村に申請が必要です!
3. 他の市区町村に住所が変わったとき  
 ●転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!
4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき  
 ●お住まいの市区町村と勤務先に届け出・申請をしてください!  
 公務員は、勤務先から支給されます。公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。

平成24年3月まで子ども手当を受けていた方へ

平成24年3月まで「子ども手当」を受けていた方は、改めて認定請求していただく必要はありません。  
 ただし、6月に現況届の提出が必要ですのでご注意ください。(裏面参照)



## 細事業：業務の経常経費

### 1. 管内出張旅費の支給

大阪府内の出張に対して旅費を支給した。

- (1) スキルアップのための研修等（研修負担金の伴わないもの）に参加した職員に旅費を支給した。
- (2) 特別児童扶養手当の事務に関する説明会等に参加した職員に旅費を支給した。
- (3) 関係機関への事務連絡、その他の要件で出張した職員に旅費を支給した。